

第 21 回障害者政策委員会
～障害者基本計画 3－（4）について～

平成 27 年 5 月 29 日（金）

厚生労働省

障害者の芸術活動を支援するための取組

1. 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会の開催（平成 25 年度）

障害者の芸術活動への支援の一層の推進に向け、文化庁と共同して、「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を平成 25 年 6 月から同年 7 月にかけて 3 回開催。

平成 25 年 8 月に『中間取りまとめ』を公表。

2. 障害者の芸術活動支援拠点モデル事業の実施（平成 26 年度から）

上記 1 の懇談会を踏まえ、障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を実施。障害者の芸術活動の支援の在り方等について、次に掲げる事業のノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る。

- ① 障害者及びその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動を支援する者への支援（出展機会、著作権等の権利保護等に関する相談支援、支援者の人材育成等）
- ② 障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、関係者のネットワーク構築

〔予算額及び実施箇所数〕

平成 26 年度 100,000 千円 5 カ所

3. 全国障害者芸術・文化祭の開催

平成 13 年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。

※ 平成 27 年度から、芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。

〔予算額及び実施県〕

平成 25 年度 36,000 千円 山梨県
平成 26 年度 32,400 千円 鳥取県